

令和 8 年小田原市議会 9 月定例会

総務常任委員会資料

資 料 名	所 管 課	頁
ごみ袋製作事業について	環 境 政 策 課	1
環境美化促進重点地区美化事業について（小田原駅西口喫煙所再整備）	環 境 保 護 課	2

令和 8 年 9 月 7 日

ごみ袋製作事業について

1 目 的

昨今の中東情勢の影響に伴うナフサの価格高騰により、燃せるごみ用指定袋（以下「指定ごみ袋」という。）に係る製作単価が大幅に上昇していることから、予算の不足が見込まれる令和9年（2027年）1月から3月までの製作に係る経費を増額する。

2 予算額

需用費 24,745 千円 指定ごみ袋製作費

※当初予算額 75,765 千円 補正後 100,510 千円

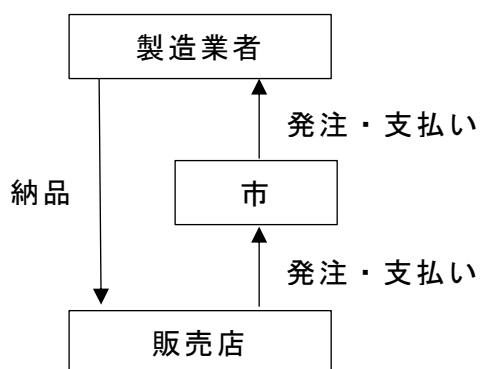
3 スケジュール

指定ごみ袋（令和9年1月～3月分）単価契約

令和8年10月 入札・契約

令和9年1月以降 納品開始

4 事業イメージ図



環境美化促進重点地区美化事業について (小田原駅西口喫煙所再整備)

1 目 的

小田原駅西口駅前広場内に設置している喫煙所は、スペースが狭いため、スペース外で喫煙する方が多く見受けられ、吸い殻のポイ捨てや、受動喫煙の苦情が寄せられている。

この度、小田原駅西口交番跡地を賃借する協議が整ったことから、環境美化の促進及び良好な生活環境の確保を図るため、当該地へ喫煙所を再整備する。

2 事業概要

小田原駅西口交番が、令和6年4月1日で廃止されたことから、設置者である神奈川県警察（以下「県警」という。）、土地所有者である東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」という。）及び本市の3者で、良好な駅前空間を創出するため、現在の喫煙所を交番跡地へ移設することについて協議してきた。その結果、県警は当該交番を撤去し、市は当該地を JR 東海から土地賃借をすることとで合意した。

喫煙所再整備に当たっては、日本たばこ産業株式会社（以下「JT」という。）と喫煙所整備に係る協定を締結の上、JT が現喫煙所の撤去及び新喫煙所の設置工事を行い、うち基礎工事及び自動販売機設置に伴う電気設備工事に係る費用については、本市から JT へ負担金として支払うものである。

なお、JR 東海への土地賃借料については、当該地に設置する飲料用自動販売機の設置料として飲料会社から徴収した費用を充当することとする。

3 予算額

3,302 千円

- ・ 使用料及び賃借料 430 千円 土地賃借料（6 か月分）
- ・ 負担金補助及び交付金 2,872 千円 負担金

4 財 源

雑入 200 千円 自動販売機設置料（3 か月分）

5 スケジュール

整備箇所	業者名	令和 8 年			令和 9 年		
		10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
喫煙所	JT	設置協定 ◎	整備工事、 撤去工事		●	供用開始	...
	JR 東海	土地賃貸借契約 ◎		賃貸借開始			...
自動販売機	飲料会社	設置契約 ◎	設置準備		●	供用開始	...

6 位置図

